



大阪広域水道企業団

岬水道センターが変わります！

- ①岬水道センターは、令和8年4月1日に泉南、阪南、田尻水道センターと統合し、**「泉南地域水道センター（仮称）」**へ**名称変更**します。
 なお、現・岬水道センターの場所でも、引き続き水道の使用開始等に関する手続きが可能（一部を除く）です。

岬町のお客さま窓口のご案内（令和8年4月から）

給水装置工事、水道のトラブル （断水・濁り等）に関すること	TEL 072-482-6551 FAX 072-482-1460	泉南地域水道センター（仮称）
水道料金、メーターの検針、 使用開始・中止・変更等に関すること	TEL 072-492-5848 FAX 072-492-5866	岬出張所 （現・岬水道センター）

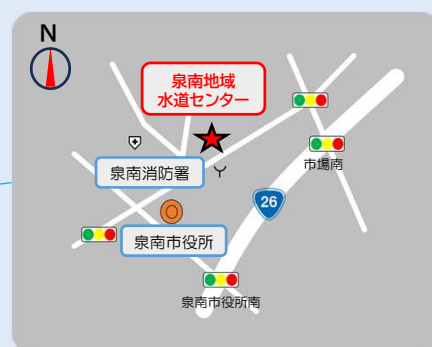
岬出張所（現・岬水道センター）



所在地 〒599-0303 泉南郡岬町深日2000-1

営業時間 平日の9:00から17:30まで

泉南地域水道センター（仮称）



所在地 〒590-0521 泉南市樽井737

営業時間 平日の9:00から17:30まで

- ②検針、請求、お支払いのタイミングが変わります。

	現在	令和8年4月以降
検針	2カ月に1回	2カ月に1回
請求	毎月	2カ月に1回
口座振替日	検針月の翌月28日 検針月の翌々月の28日	検針月の翌月の28日
納付書払い支払期限	検針月の翌月の末日 検針月の翌々月の末日	検針月の翌月の28日

2か月分
を1度にお支払い

- ✓検針のお知らせや納入通知書等の**デザインが変わります**。
- ✓令和8年4月以降は**クレジットカード**がご使用いただけます。
- ✓お支払い方法に変更がなければ、**手続きの必要はありません**。（水道料金に変更はありません。）

■ 統合の必要性について

Q: なぜ、水道センターの統合が必要なの？

A: 4つの水道センターを統合し職員を1か所に集約することで、より効率的な事業運営が可能となることや、漏水事故や地震等の突発的な事象が発生した場合の危機対応力を強化するためです。

■ 水道料金や水道に関する手続きについて

Q: 水道に関する手続き（使用開始、中止、名義人変更）は、どこでするの？

A: 令和8年4月から現行どおり岬出張所（現・岬水道センター）の窓口で手続きが可能です。
なお、水道に関する手続き（使用開始、中止、名義人変更）は、水道センターにお越しただけなくとも、電話（営業時間内）やインターネット（24時間）で手続きが可能です。

■ 水道のトラブルに関するご相談について

Q: 漏水を発見したときは、どこに連絡すればいいの？

A: 統合後に道路上で漏水を発見した場合は、泉南地域水道センター（仮称）までご連絡をお願いします。

給水装置工事、水道のトラブル	072-482-6551	泉南地域水道センター（仮称）
水道料金、メーターの検針 使用開始・中止・変更等	072-492-5848	岬出張所（現・岬水道センター）

※水道メーター以降の宅内漏水を発見した場合は、
企業団の指定給水装置工事事業者へご連絡ください。

指定給水装置工事事業者
はこちらから▼
（企業団ウェブサイト）



～ 水道センターまで来庁することなく、各種手続き、料金のお支払が可能です！ ～

✓水道料金のお支払

- ・水道料金のお支払は、口座振替が簡単、便利です。
- ・納付書では、コンビニ、スマートフォン決済、金融機関で支払いできます。
- ・令和8年4月以降、クレジットカードがご使用になれます。（手続きが必要です。）

✓使用水量や料金のデータを「見える化」します。

- ・スマートフォンやパソコンから、使用水量や料金の確認ができます。
- ・使用水量をチェックすることで、宅内漏水の早期発見にもつながります。

※これらのサービスのご利用には「お客さまサポート」の利用登録が必要です。利用登録には、令和8年5月以降の検針のお知らせに記載の15桁の新しい使用者番号が必要となります

お問い合わせ先

大阪広域水道企業団 岬水道センター

☎ 072-492-4140